

平成二十七年十月七日（水）

第六回荒川区景観審議会議事録

於・荒川区役所本庁舎

特別会議室

午後一時三十分開会

○都市計画課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまより第六回荒川区景観審議会を開催いたします。

本日は御多忙の中、本審議会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

私、都市計画課長の松でございます。よろしくお願いいたします。

本日は新たな任期が始まる初めての審議会となります。そのため、委員の皆様の皆様への委嘱なども含め、お手元の会議次第に基づき進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

資料の確認に入ります前に、お知らせが一点ございます。荒川区議会議長でいらつしやいます斎藤議長におかれましては、本日、南アルプス市災害時相互応援協定締結のため、途中中座されますことをこちらで御報告をさせていただきます。

それでは、本日の資料の確認をお願いいたします。まず一つ目が会議次第でございます。二つ目が報告資料でございます。三つ目が参考資料一、二、三でございます。皆様、お手元にございますでしょうか。

また、荒川区景観計画も御用意をさせていただいております。以前の審議会で既に配付した関係から、今回は会議用とさせていただいております。また、今回新たに就任された委員の皆様にも別に用意をいたしましたので、そちらについてはお持ち帰りいただければと思います。また、以前いただいたけれども、また今回いただきたいというお話があれば、後ほど事務局のほうにお声をかけていただければと思います。

それでは、初めに、本日の会議でございます。十三名の委員の方に御出席をいただいております、有

効に成立しておりますので、御報告をいたします。

それでは、会議に入ります前に、佐藤副区長から挨拶がございます。よろしくお願いいたします。

○副区長 改めまして、こんにちは。大変お忙しい中をお越しいただきまして、まことにありがとうございます。
います。

新たな任期として景観審議会の委員をお引き受けいただきまして、まことにありがとうございます。改めて御礼を申し上げます。

良好な景観形成による意欲的なまちづくり、心豊かな生活を送る上での基盤となるものでございますし、また、バリアフリー、あるいは災害対策、防犯対策にもつながる、安全・安心のまちづくりにもつながる大変重要な取り組みであると考えてございます。

今日は、景観計画策定後の運用状況についての御報告と、公共サインガイドラインの案が取りまとめられましたので、これについて御説明をさせていただきます。委員の皆様それぞれのお立場での豊かな御経験、高い御見識に基づく御助言、御指導をいただければ幸いです。どうぞよろしくお願い申し上げます。

加えまして、この機会をおかりしてぜひ皆様にお伝えしたい、お祝いを申し上げます。昭和天皇が自然を愛したことにちなんでみどりの日が制定されているわけでございますけれども、それにあわせて毎年新緑の季節にみどりの式典というものが開かれてございます。緑の研究や緑化に貢献があった方々の授賞式がその中で行われてございます。本日も御出席いただいておりますけれども、学識経験者

として委員をお願いしております進士五十八先生が天皇后陛下御臨席のもと大変名誉あるみどりの学術賞を受賞されましたので、御紹介をさせていただきます。

進士先生、まことにおめでとうございました。（拍手）

○委員 ありがとうございます。

○副区長 それでは、本日の会議につきまして、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○都市計画課長 それでは、会議次第第三の委員の委嘱に進みたいと思います。

報告資料の一ページをご覧ください。本審議会の委員名簿でございます。

ここで、名簿の順番で名前を読み上げますので、御紹介とさせていただきます。

初めに、学識経験者いたしましたまして、進士五十八委員。

○委員 どうぞよろしく。

○都市計画課長 稲垣道子委員。

○委員 よろしくお願ひします。

○都市計画課長 伊藤裕久委員。

○委員 伊藤でございます。よろしくお願ひします。

○都市計画課長 吉田慎吾委員。吉田委員は、本日、所用のため欠席をされています。

次に、区議会議員の方々でございます。

斎藤泰紀委員。

○委員 よろしくお願いいたします。

○都市計画課長 安部キヨ子委員。

○委員 よろしくお願いいたします。

○都市計画課長 藤澤志光委員。

○委員 よろしくお願いいたします。

○都市計画課長 町田高委員。

○委員 よろしくお願いいたします。

○都市計画課長 次に、区内関係団体の方々でございます。

杉山六郎委員。

○委員 杉山六郎でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

○都市計画課長 八尾昭委員。

○委員 八尾でございます。よろしく申し上げます。

○都市計画課長 吉野邦夫委員。

○委員 よろしくお願いいたします。

○都市計画課長 山本健太委員。

○委員 よろしく申し上げます。

○都市計画課長 次に、区民の方々でございます。

岡安春雄委員。

○委員 岡安でございます。よろしくお願ひします。

○都市計画課長 木村恵洋委員。

○委員 木村です。よろしくお願ひいたします。

○都市計画課長 関智子委員。関委員につきましては、欠席の連絡は届いておりませんが、現在おくれしているようでございます。

以上の委員さんでございます。よろしくお願ひいたします。

なお、委嘱状におきましては、席上に配付をさせていただきましたので、よろしくお願ひいたします。任期につきましては、平成二十七年七月一日より二十九年六月三十日までとなっております。

机上に配付しております承諾書につきましては、会議の終了後に回収をさせていただきますので、御記入のほどお願ひ申し上げます。

以上をもちまして、会議次第第三にございます委員の委嘱を終了させていただきます。

引き続き、次第に沿いまして進めさせていただきます。

次第四の会長選出でございます。

冒頭にも申し上げましたが、本審議会は新たな任期における初めての審議会でございますので、まだ本審議会の会長が決まっていない状況でございます。

報告資料二ページをご覧ください。荒川区景観条例施行規則第五十三条の一項の規定によりますと、

「会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める」となっております。したがって、本来であれば委員の皆様からの推薦また自発的な立候補などで決めるところでございますけれども、皆様の御了承をいただければ事務局のほうから推薦をさせていただきたいと思っておりますが、委員の皆様、いかがでございますでしょうか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○都市計画課長 ありがとうございます。

それでは、事務局より本審議会の会長に進士委員、副会長に稲垣委員を推薦させていただきます。進士委員、稲垣委員、よろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

それでは、ここで進士会長に進行役を引き継ぎたいと思います。

会長、よろしくお願いいたします。

○会長 進士と申します。どうぞよろしく。

「了承の声あり」というのは……。

私ごとまで御紹介いただきました、ありがとうございます。緑は景観をやるのには一番やりやすいといえますかね、市民向けの方法なんです。緑を入れるだけでもずっと変わるわけですから。そういう意味では多少そういうことも関係なくはないかなと思えました。

まず、稲垣先生にも一言。

○副会長 先生、短過ぎるんじゃない。

○会長 今日、議事を事前にちよつと聞いておりますが、前半で報告をいただいて、後半で少しフリーに御意見をいただくことになっているようですから、そのときまた議論したいと思いますので、会長としての挨拶はそういうことでございます。これからもどうぞよろしく。

では。

○副会長 稲垣でございます。よろしくお願いいたします。

本当に僭越極まりないんですけども、前期に引き続いてということ、「会長に事故があるとき」ということはあり得ないという前提つきという感じですけども、引き受けさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

それでは、報告事項に入りますが、まず、傍聴ですかね。傍聴者はおられるんですか。

○都市計画担当係長 いらっしゃいます。

○会長 では、本日の会議について、傍聴希望者がおられるようですので、審議会の公開及び傍聴の取扱基準の定めによってこれを認めたいと思います。皆さん、よろしいでしょうか。

〔「異義なし」と呼ぶ者あり〕

○会長 それでは、傍聴者に入っていたいてください。

〔傍聴者入室〕

○会長 お忙しいのに傍聴していただいて、ありがとうございます。そんなに大げさな議論はないかもしれませんが、どうぞ規則に沿って傍聴をお願いしたいということでもあります。

それでは、報告事項に入りますが、会議次第の第五の事項ですね。景観事前協議書及び行為の届出状況について、事務局から、都市計画課長かな、御説明ください。

○都市計画課長 それでは、資料の御説明をいたします。

報告資料の三ページをご覧ください。報告事項といたしまして、「景観事前協議及び届出状況について」というところでございます。若干中身を御説明させていただきます。

まず、四ページの事前協議制度の手順というページをご覧くださいと思います。

○会長 どうぞ座ったままで。

○都市計画課長 すみません。申しわけございません。

景観に関する届け出でございますけれども、まず、上の二重線の四角で囲んでございます。こちらは、荒川区の景観条例に關します第十七条で景観事前協議申請書というものを提出することになってございます。

そちら、どういったものが対象になるかと申しますと、それが三ページの表の中になってございます。種類としては、一般地域、景観基本軸と分けてございますけれども、それにつきましても御説明を差し上げたいのですが、荒川区景観計画の冊子をご覧ください。三十ページに荒川区景観計画対象区域図という図がございます。その中で、景観計画の対象となる区域を大きく言いますと四つに分けてございます。ま

ず、地図上の隅田川沿いのブルーの印がしてあるところでございますけれども、こちらを隅田川景観軸、荒川区の中ほどを通ります都電沿いのエリア、それについては都電景観軸、また、ずっと南へ下っていたきまして西日暮里駅のそばでございます緑の点々が描いてあるところでございますけれども、そちらを日暮里台地景観軸、これを三つの軸で景観基本軸とさせていただきます。また、それ以外の地域につきましては一般地域と定めさせていただいております。

資料の三ページにお戻りください。その中で、一般地域、景観基本軸と分かれている中で、例えば一般建築物につきましては、事前協議となりますので、右側のほうを見ていただきたいんですけれども、事前協議の対象の規模、高さ二十一メートルまたは延べ床面積三千平米以上の一般建築物については届け出が必要であると。また、例えば景観基本軸におきましての一般建築物でございますが、都電景観軸につきましては高き十メートル以上または延べ床面積五百平米、隅田川景観軸におきましては高き十五メートル以上または延べ床面積千平米以上、日暮里台地景観軸につきましては高き十メートル以上または延べ床面積五百平米以上というような、そういった建築物に関しましては景観の事前協議の申請書が必要だということでございます。

一方で、また四ページのほうの途中をご覧くださいと思います。四ページの途中で、景観計画区域内における行為の届出書、こちら、景観法の第十六条に基づくものがございます。こちらについても届け出が必要だというものでございます。こちらにつきましては、先ほどの三ページの下の表の左側になります届出対象の規模。そちらに該当するものについては、こちらの景観法の届け出が必要というものでござ

います。

今回御報告させていただきますその状況については、こちらの今御説明差し上げた二つ、景観事前協議の申請書の提出状況または景観計画区域内における行為の届出書の提出状況というものを御報告させていただきます。ただくものでございます。

五ページをご覧ください。こちらが一覧表になってございます。「届出状況について」ということで、平成二十四年度から平成二十七年度の十月一日現在までの届け出件数が記載してございます。平成二十四度におきましては、都電景観軸、隅田川景観軸、日暮里台地景観軸、一般地域全部含めた数字でございませけれども、まず、景観事前協議書のほうが五十一件、行為の届出・通知書、これは景観法に関するものですけれども、それが四十八件ございました。括弧内は、そのうちの公共施設の数字でございます。また、平成二十五年度には、景観事前協議書、六十二、行為の届出・通知書、六十五、平成二十六年におきましては、景観事前協議書、五十五、行為の届出・通知書、四十七、平成二十七年十月一日現在でございませけれども、景観事前協議書、二十四、行為の届出・通知書、二十というものでございます。

六ページをご覧ください。「景観アドバイザー協議件数」となっております。景観アドバイザーにつきましては、四ページのフローを再度ご覧いただきたいんですが、景観事前協議の申請が行われた後、こちらの案件について景観アドバイザー協議を行ってございます。協議の内容によっては景観アドバイザーと複数回協議をすることもございますので、申請の数とは一致していないことを御説明を先にさせていただきたいと思っております。

六ページをご覧ください。平成二十四年度には、建築物で七十八件の相談件数、また屋外広告物で二十七件ございました。平成二十五年度には、建築物、百二十九件、屋外広告物等、二十一件、平成二十六年には、建築物、六十二件、屋外広告物等、十三件、平成二十七年十月一日現在でございますが、建築物、三十一件、屋外広告物等、四件でございます。

ここで、参考資料の一をご覧ください。カラー刷りの写真が出ているものでございます。具体的な事例として、三件ほど写真ですとか、それから図面を添付させていただいております。

まず一番初めですけれども、「隅田川橋りょうほか三橋ペイント塗り替え工事」ということで、荒川区にかかっております橋梁の塗りかえの工事がございました。東京メトロのものでございます。下に御説明として書かせていただいておりますけれども、隅田川にかかる橋梁の塗りかえ工事で、並んでほか二社の橋梁がございました。本工事を含めて三本の橋梁が同様の箇所にかかっているところでございます。既存の水色での計画でございました。それが上の写真でございます。水色でございましたけれども、ほかの橋梁との調和ですとか下流域での橋梁の色などからベージュ系などの色彩を提案いたしました。複数の色の見本の作成を行いました。現地で確認を経て、本色彩に決定をしたものでございます。ほかの二社の橋梁がブラウン系の色だったものですから、水色というよりもベージュ系のほうがいいのではということを変更していただいたものでございます。

一枚おめくりください。「アパホテル（TKP日暮里駅前）新築工事」ということで、現在工事が進んでいるものでございますけれども、当初、このアパホテルの提案のカラーは少し濃い色でございました。

上のほうが協議前の図面でございます。それを、右側の指摘事項③のところでは書かせていただいておりますけれども、その色ですと周辺にかなり暗い印象を与えてしまうということで、日暮里駅が再開発で随分明るくなってきたところなので、もう少しやわらかい表現にならないかということで、協議後の結果としては若干薄い色になってきているというものでございます。

もう一枚おめぐりいただいて、最後のページでございます。町屋駅のビックエコー（屋外広告物）でございます。こちらは、町屋駅前で、都電荒川線に沿ってございまして、都電から看板が見えるというものでございます。協議前、この看板、コーポレートカラーの赤で白い字で書いてあるというような看板でございましたけれども、この色自体の変更というのはなかなか難しいということ、地の色と字の色ということで、反転をしていたいただきました。それで、こういった変更にもこの企業者に応じていただいたところでございます。これでお比べいただけますとかなり印象が違うものだなと感じているところでございます。

雑駁でございますが、状況報告、それから事例の御報告をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

ただいまの報告に対しまして御質問や御意見がございましたらどうぞ。いかがでしょうか。よろしいですか。特にございませんか。

アドバイザーはここにおられるんですか、この席に。

○都市計画担当係長 今日、吉田先生も景観アドバイザーなんですけれども、ちょっと御都合で欠席されているので、今日は来ていらっしやらないです。

○会長 事前協議の数は大体こんなものですか。

○都市計画担当係長 そうですね、大体年間で。

○会長 この参考資料の一に出たのは、基本軸の範囲にあるものというので出しているんですか。適当に選んで。

○都市計画課長 ええ、わかりやすいものを選んだというところでございます。基本的には、この隅田川の橋梁は隅田川の基本軸、それから町屋駅につきましては都電の基本軸に当たるところでございます。

○会長 一番最後の広告物のやつは、確かに穏やかになったけれども、つまらなくなったようにも見える。

○都市計画課長 そうですか。

○会長 つまりアクセントとしてはね。だから、これはこれだけじゃだめなんですよ。両サイドとか、ずっと街並みで見ないとだめなんです。だから、そういう雰囲気なら、こういうすーっと穏やかな雰囲気なら直してよかったと思うけれども、場所によりますね。だから、そこがアドバイザーがいると議論ができるんですけどね。どういう考えでやったかというのをね。その単体だけで物を見ちゃうと、景観というのはまちとして見ているわけですから、そこがちよっと。

それと、縦のこの看板は変わっていないのね。ここだけに注目したのね。

○都市計画担当係長 いや、これは応じてくれなかつたんです。要望はしたんですけれども、応じてくれ

なかった。

○会長 ああ、そう。だったらなおおかしくなるでしょう。デザインというのは全部で多分やっているわけです、デザイナーは。ここだけ言ったら、ここだけは直してもいいからそこだけ直すというのは、今度全体のバランスが崩れるわけですよ。新国立競技場みたいなものでね。大体ああいう場所柄をまずわきまえていないからああいうことになるでしょう。十五メートルのそういう地区なのに七十五メートルまでつくっちゃうという、ああいうばかげたことをね。あれは都市計画屋が悪いんだからね。都市計画課長じゃないよ。もともとそういうルールがあるところを無視してあれをつくっちゃったわけですからね。後で追認するというね。ああいうことが起こるといのは、その前提を共有していないからだと思うんですよ。だから、この場所柄はどういう場所にするかというのが多分この地域計画に書いてあるんだろうな。

○都市計画課長 都電の基本軸の景観形成に関する記載はございます。

○会長 何ページ。

○都市計画課長 三十一ページからでございます。具体的には、方針といたしましては、三十三ページ、「都電景観軸の景観形成方針」ということで記載をさせていただいております。

○会長 例えば三十二ページに何かコンビニエンスストアみたいなものが都電の横に描いてあるね。こういう絵で言うと、この上のほうに近いな。

いや、だから、要するに今私が何を言っているかということ、アドバイスの仕方とその基準の考え方なんですよね。そこが、アドバイザーが複数いれば、違ったりするとまずいでしょう。だから、やはりなぜこ

ういうのをつくっているかというのと、誰がやっても大体その線にいくということを前提にしているわけだから、この絵が果たして妥当な絵だったかという議論までしなきゃいけないけどね、そんなことをやるとでも、一応景観計画の中にイメージスケッチを入れているのは、それなりにそういう雰囲気ここはやりたいということの意思表示でしょう。だから、そういうので事業者は出してくるわけで、それ、本当に納得づくでそうしたかどうかというのは結構大きな問題で、もう面倒くさいからいいよ、そこならいいよと言っちゃうと、するとよくないですね、景観行政としては。建築主とかオーナーとかデザイナーとかがやはり納得済みじゃなきゃだめだから。

だから、これ、いつも言うんだけど、景観というのは警官の権力でやるんじゃないんですよ。今の駄じやれなんだけどね。つまり、ポリスマンの警官で、警察風にこれを直せと言うから直すというのではないんですよ。景観は別に命に別状ないわけで、まち全体をよくするためにやっているわけですからね。あるいは雰囲気を。だから、ある場所ではこれでいいかもしれないけども、こっちだと違うほうがいいということはあり得るわけだから、そういう意味ではいつも地域の雰囲気と一緒に協働しないかね。

だから、私はちよっと、前段の話は大体わかったけれども、この最後のビックエコーというのは、私個人的には見ていないのでわからないけれども、商業施設としては上のほうがやはりインパクトがあっただけね。何か景観行政というのはインパクトをみんな落とせばいいと考えるんですよ、皆さんが。そうじゃないんですよ。場所によりけりなんですよ。住宅地の中なら下のほうがいいかもしれない。だけど、商業地域の場合は盛り上げていくという面も一面あるわけですね。かいわいというのはそういうことだから。盛り場な

んでいうのもそういうことでしょう。私、新宿区もやっているけれども、新宿区なんか歌舞伎町をおとなくしちやったら仕事にならないわけですよ。おとなくするということと危険とかやくざが出るというのは全然違うんですよ。

だから、そういうにぎわいをつくるところはにぎわいをつくるし、穏やかなところは穏やかにするし、品よくするところは品よくする、みんな違うわけ、場所によって。景観行政というとみんな誤解するんだ、ただおとなしくすればいいんだみたいに。

だから、そこがちよつと気になるんですよ。本当にこれ、誰が見ても客観的に上から下になってよかったのかという。責任持って誰か説明してくれば別ですけども。だから、アドバイザーはいないんですかと聞いたんです。

ちよつと誰も発言しないから私が、ギャラリーもいるし、ちゃんと何か言わないといけないと思って言っているんですけどね。

特に御発言なければあれですけども、何かお感じになっっていることがありましたら、議員の皆さん。どうぞ。

○二番委員 協議をして、協議後ということに変化があるんですけども、どのぐらい時間を——場合によって、ケース・バイ・ケースなんだと思うんですが、どのぐらい時間をかけられているんでしょうか。

○都市計画担当係長 毎週アドバイザーが二人ペアでやっていまして、一人は必ず色彩の専門家がついているんです。それで、届け出の件数によりますけれども、一件から三件、多いときは四件ぐらい、二時間

ぐらいの間でやっています。現地調査がそのほかに一時間程度入りますので、全体とすれば三時間程度を費やしているという状況です。

○会長 パチンコ屋ですか。では、そっちのほうをもっとあれだね。パチンコ屋だと中に紙を張っているでしょう。あれは広告物法で規制できないからなんだけど、だったら、そっちのほうの問題だね。もしここが、知らなかったけれども、パチンコ屋さんだったら、どういうふうにするかというのは、そっちのほうですね。これ、一瞬の視認性が低過ぎると思っただけ、下のはね。だから、カラオケ店と……。これ、繰り返すのが必要かどうかちょっと気になるけれども、パチンコ屋さんの雰囲気はどういうふうに——もってきているんですか、これは。

○都市計画担当係長 できています。

○会長 よくなっていますか。

いや、こういうのもね、これがこれからの景観まちづくりのやり方だと思っんですよ。もうできちゃったなら、それをみんなで、スライドでもつくってもいいし、あるいはそこへ集まってもいいけれども、それはパチンコ屋さんが怒るだろうから、区民の集まりをやって、これ、どう思うと。あるいは、そのかわいのことをよく知っている方が、あのまちにはこれがいいよね、これ、もうちょっとこうしたほうがよかったねという、そういう話とかね。そこでは少なくとも植栽は全くないのね。裸ですね。街路樹はないんですか、ここは。

○三番委員 ないです。

○会長　　そういう場所なんだ。

○都市計画課長　　ただ、こちら側のほうが都電が通っているんですね。都電のバラということで、バラを植栽してある。逆側がそういうふうになっているんです。

○会長　　だけど、これだけの建物だったら、そのバラぐらいだったら入れる場所があるよね。一角に入れてやると、都電側とこの建物がくつつくんですね。ある雰囲気ができるんですよ。

○三番委員　　ただ、ここは、都電軸と言いますけれども、実はメトロの町屋駅と京成の町屋駅の間なんですよ。大変短い区間なんです。ですから、先生がおっしゃる意見、これはあえて変えて非常にインパクトが少なくなっちゃってよくないなと私は感じましたね。

○会長　　だから、場所によるし、建物によるし、その雰囲気によるんですけどね。いや、僕は今、せっかくアドバイザーが二時間かかってやったんだから、それを全面否定なんかしていませんよ。そういうふうなことをもつとオープンにしてみんなで議論すると、それぞれのまちがどうしようかという議論が起こつてくると。それが景観行政というものでして、従来の建築指導行政みたいに専門家が全部チェックして、ここだめ、ここだめ、ここはいいとして消防法とかチェックだけするという、そういうものじゃないということです。それを言いたかったのね。景観行政はもうちよつと自由度があつて、しかも、皆さんの普通の市民感覚が反映すべきなんです。

さつき色彩の専門家を必ず入れたって言うでしょう。これがくせ者なんですよ。色の人は色しか見ないから。だから、色というのは材料に属するでしょう。だから、木の色、木に青いのを塗ると黄色く塗る

のと――茶色く塗ったりするでしょう。それと鉄に塗るのと壁に塗るのは全然違います。色というのは材料によるんだから。むしろ材料が大事なね、素材色というので。ところが、色の人は本当に色を考えてマンセル値でやるものだから、細かくやるんですよ、ペンキでね。だけど、五年ぐらいたつとはげてくる。太陽の光でやられるから白っぽくなるのね。

○一番委員　そろそろ進めていただいてもいいですか。

○会長　はい。

○一番委員　そろそろ進行していただいても……。

○会長　進行しますよ。しますけれども、どうも、僕はこの間、前にも事例をいただいたんですよ、二年前に。何でこんなことを最初に言っているかというのと、こんな審議会ならないほうがいいんじゃないかと思っただから、正直言うと。事例をもらっただけでの審議会になっちゃうから。せっかく荒川をよくしようと思って皆さん時間をとってやっているわけでしょう。特に議員さんたちはそういう仕事をやっているわけでしょう。だから、そういうときにもうちよつと本物になっていかないとダメなので、何か従来の指導行政みたいな延長でやらないように早く方向転換をしたほうがいいというのが私の意見です。

御発言がありましたから進行しましょう。

二つ目の議題ですね。荒川区公共サインガイドラインについて、御説明ください。

○都市計画課長　それでは、参考資料二と三になりますね。荒川区の公共サインガイドラインについて御説明をしたいと思います。

こちら、今、取り組んでいるものでございまして、まず、概要のほうの一枚目をご覧ください。「公共サインガイドラインの内容（概要）」と書いてございます。

まず、目的でございますが、ユニバーサルデザインの視点を取り入れること、また、周辺環境への調和による景観への配慮をした公共サインを整備していくための基本的な指針としてこういったものをつくっていくというものでございます。と申しますのは、これまで区における、行政でつくる公共サインなんですから、所管がばらばらでございまして、そういったところがつくってきたものですから、統一化等が図られておりませんでした。今回、この公共サインガイドラインを策定することにより、今後区でつくっていくサインにつきましては統一感を持って作成していこうという狙いがございます。

次に、「公共サインガイドラインの掲載の項目と概要」というところでございます。まず、「はじめに」というところで、公共サインガイドラインの策定の背景ですとか目的などの経緯の説明、そういったことについて御説明をしております。一通りこの概要を説明した後、本書のほうを御説明させていただきます。次に、「共通事項」といたしまして、公共サインの基本的な考え方ですとか書体、大きさ、表記、ピクトグラム―ピクトグラムというのも後ほど御説明いたします。そういったもの、ユニバーサルデザインに関連した内容について、公共サイン全般を対象とした内容の説明をしているものでございます。三の「サイン計画」でございます。サインを整備するときの考え方、望ましい設置方法の説明をしています。四の「案内サイン」、こちらから具体的なサインに入っていくんですけども、歩行者用サインのうち、案内サインについて、デザインを統一していくための内容や広域避難場所など記載したほうがよいと思わ

れる情報などの説明をしてございます。次に、五の「誘導サイン」でございます。歩行者用サインのうち、誘導サイン——こちら、歩行者の誘導を主に行うものでございますけれども、そういった内容について、デザインを統一していくためのものがございます。その他のサインといたしまして、歩行者用サイン以外のサインについて、景観への配慮など参照すべき内容を記載してございます。一番最後に、参考の意匠として例示をしているものがございます。例示につきましては、このA3横の右側に描いてございますけれども、そういった内容についても本書のほうで若干触れさせていただきます。

それでは、本書のほうをご覧ください。

まず、本書のほうの三ページでございます。こちらが公共サインの種類を記載してございます。主にこの五つに分かれると考えてございまして、まず一番初めに、案内サインでございます。地域内の所在ですとか位置関係などの確認、施設への案内をするためのもののでございまして、地図などで表現をされていきます。次に、誘導サインでございます。歩行者を目的地まで導くものということで、矢印ですとかピクトグラム等で表現をされている。次に、位置サインでございます。地域内の所在ですとか位置の関係を認めるもの、名称などで表現されているもので、この事例で、ちよつと小さいんですけれども、写真がございまして、こちら、道路の愛称名を記載しているものでございます。区内の七五三通りのところについて、こういったものを設置しているというものでございます。また、次に説明サインでございしますが、事柄の内容ですとか歴史などを解説するものということ、文字、図、ピクトグラムなどで表現をされているものがございます。史跡の説明板ですとか公園内のサインがこれに当たるものというものでございます。最後

に、規制サインでございます。注意ですとか禁止ですとか、そういった指示の内容を表示するものがございます。

四ページをご覧ください。先ほど御説明いたしました、サインの種類を申し上げましたけれども、このガイドラインの対象といたしましては大きく三つに分けまして、必ず準拠するもの、それから参照するもの、また部分的に参照するものと分けさせていただいております。準拠するものとは、先ほどの歩行者の移動に必要なものということで、案内のサインですとか誘導サイン、そういったものを準拠すると。また、参照するものとは、位置サインですとか説明サインのうち、施設名のサインですとか公園内のサインですとか、また道路愛称名のサインですとか、そういったものは参照していただく。また、部分的に参照するものとは、別の法令に規定されたもの、例えば道路標識等は部分的に参照していただくとしてございます。

ページをおめぐりいただきました、七ページでございます。こちらからは基本事項を記載させていただいております。基本事項といたしましては、書体ですとか、文字の大きさですとか、そういったものを記載してございまして、特に例えば八ページでございますけれども、言語といたしまして、基本的には日・英の二言語表記といたします。ただ、多数の利用者が見込まれるところにおきましては、日・英以外に中・韓と、四言語表記とするというものでございます。

一枚おめぐりいただきました、九ページでございます。こちらではどういった書体を使うことがいいのかということ、具体的にこういった書体があるよということに記載してございますが、これにつきまして

は少し幅が広いという意見が出ておりまして、もう少し絞った形でこの字体を使うということで、今後検討したいと考えてございます。

また、飛びまして、十五ページをご覧ください。こちらで先ほどから時々言葉に出てきますピクトグラムというところを記載してございます。抽象化、単純化された絵で、視覚言語の一つだということで、外国人の利用者だけでなく、国内の利用者にとっても直観的にわかりやすい表示となっているというものでございます。ただ、わからないものが出てしまっても困りますので、基本的にはJIS案内用図記号を使用して、独自のものは極力避けるようにという記載をしてございます。事例といたしまして、下のほうにございますJIS規格ピクトグラムの例ということで、案内所ですとか情報コーナー、こういったものがあるというものでございます。

おめくりいただきまして、次に、三のサイン計画、ページ数で言いますと二十一ページでございます。二十一ページからはサイン計画ということで、こちらでまずサイン配置の基本型ということで、投網配置ですとか階層配置、線条配置といった、こういった方法があるという記載をしてございます。これにつきましても先ほどの書体の部分と同様で、これですとサインをつくる所管のほうがいろいろな方法をとってしまうことも考えられますので、具体的な例示を出しまして、こういったサインの場合にはこの配置にしていこうというような形での記載の変更を検討を現在しているところでございます。

一枚おめくりいただきまして、二十三ページのあたりは、この設置の具体的な事例を挙げておりまして、通路や道路の場合ですとか、また歩道のある道路の場合ですとか歩道のない道路の場合のこの設置につい

て記載をしてございます。

次に、おめくりいただきましたまして、二十七ページでございます。こちらからは、具体的なサインのデザインはどういったもので統一をしていくのかというものを記載してございます。まずは、こちら、案内サインでございます。案内サインは、具体的に地図を出しまして、そして歩行者の誘導が基本となりますので、まず二十七ページではレイアウト、地図ですとか、それから現在地情報、広域図、凡例というようなものはいくつかレイアウトにしていくというものでございます。

また、二十八ページでは、そういったサインの高さについて規定をしてございます。

また、それ以降、二十九ページでは設置の向きですとか、また三十ページでは文字について記載をしてございます。

三十二ページをご覧ください。三十二ページでは、広域案内図、地図について規定をしているものでございまして、こういった色彩で今後地図については統一をしていくというものでございます。

少し飛びますが、今のが案内サインでございますけれども、次に、四十四ページ、誘導サインでございます。誘導サインにつきましても歩行者の誘導を主にしているものでございますけれども、こちらについては地図の表記がないものでございまして、四十六ページにこういったものであるという、矢印の表示ですとか、また若干小さい地図がついて、それから方向ですとか施設の案内をしているものでございます。

最後にご覧いただきたいのが、これまで御説明をいたしましたサインの参考意匠というものでございまして、五十一ページでございます。このガイドラインに沿いますと、この案内サインは、例えば五十一ペ

ージ、案内サインですけれども、このような位置で、こういったものになってくるというものになります。地図がございました、地図は先ほど言いましたとおり色彩等は統一感を持ってやっていくと。また、文字等につきましても当然統一感を持ってやっていくというものでございます。

五十五ページが誘導サインでございます。こちらで位置ですとか、また地図の位置、それから文字等もこういったものになってくるというものでございます。

五十九ページになりますと、そういったサインの組み合わせの事例でございます。例えば広域案内図でございますけれども、左側には荒川区全体の広域の案内図をお示しいたしまして、その右側には周辺を案内した地図、並べる場合にはこういった配置でというものでございます。

また、最後の六十一ページでございますけれども、こちらも組み合わせでございまして、周辺の案内図に加えて、観光情報ですとか施設の誘導というサインの事例でございます。

現在、このように公共サインガイドラインの策定について取り組んでいるところでございます。まだこれは案の段階でございます、これから再度さらに絞っていくものは絞っていく、また区の職員がこれを見ることによってサインはこうつくればいいんだとわかるような冊子にしていきたいと考えてございます。説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告に御質問や御意見をどうぞ。どうぞ。

○副会長 幾つか質問がありますが、最初の質問として、ガイドラインをつくって、それぞれの担当課が

デザインを考えるんだと思うんですが、それを考えるに当たって、この場合は協議とかそういうのはなさるわけですか、案を見せてもらおうとか、運用としては。

○都市計画課長 はい、そのとおりでございます。今考えてございますのは、このガイドラインに沿って当然つくっていただく。私どもの課のほうに協議をしていただくというものでございます。

○副会長 あと、ちょっと細かいことになりましたが、区が設置するサインということなんですけれども、区が設ける掲示板とかそういうのはどうなさるのかということと、ごみ置き場ですとかそういうのが今ここには出ていないと思うのと、もう一個、ちょっと私が気になっておりますのは、「〇三」のところですけども、これは規制サイン、現状なので、今後もこうされるかはわかりませんが、電柱に表示するのがございますね。この住居表示なんかについては割合電柱というのはいいんだろうと思うんですけども、そうじゃないものと、いわゆる普通の民間の広告とが大抵の場合ごっちゃごちゃになっていて大変見苦しいと。美しい並木道なんかにそういう広告がいっぱい、写真を撮ろうと思うと広告がいっぱい出てくるというようなことがありますので、ぜひそういう——つまり、掲示する場がないので、やむを得ず電柱を使うということはあると思うんですが、その電柱について、ぜひ考えていただきたいし、私自身は民間も含めて電柱のあれはやめてほしいと思っっているわけですが、これはちょっと外れますけれども。それは意見です。

もう一つ、さっき申し上げたのは、そういうごみ置き場とか、もう少し細かいレベルのいろいろな掲示、表示みたくないものがあると思しますので、そういうものが逆にでんでんばらばらで見苦しいということが

あると思いますので、何らかの形で、今回このガイドラインにすぐ入るかは別として、まず検討いただきたいと思っています。

○都市計画課長　ありがとうございます。実はこの区でつくるサイン以外に、今先生がおっしゃったとおり、そういったごみ置き場の表示とかもあるのではないかという意見が出ている最中でございます。まずはこの案内ですとか誘導ですとか、そういったサインについての統一感をとらせていただきまして、第二段階でそういった話が出てくるかなと事務局としては考えているところでございます。

○会長　ほか、いかがでしょうか。ほかの御意見いかがですか。どうぞ。

○四番委員　すみません。荒川区の景観審議会ということなので、区内の共通性ということだと思いうんですけれども、通りを挟んだ台東区だとか文京区だとかがありますよね。そういうところとの共通性——お客さんというのは、来られた方というのは、インフォメーションを見たときに、これがインフォメーションだというイメージがあれば多分それを見に来る。ほかの区との何か連携みたいなことはあるんでしょうか。

○都市計画課長　具体的な連携はとってはおりません。基本的にはこれ、東京都も似たようなものを持ってございました、それにはかなり合わせるような形ではやっております。ただ、二十三区がそれに従わなければならぬということはありませんので、各区さん独自の考えはあるかなと思っております。ただ、連携はとっていないんですが、実はいろいろな区を見に行ったりして、大体がこういう形におさまっているような、そんな雰囲気はございます。例えば地図があつて、それから案内の表記があつてとかという、

そんな形で、似ているところは似ているかなというところがあります。

うふうに分けちゃだめなんですよ、それは。

○都市計画担当係長　ただ、調査すると、ほかの自治体で、うちの区は標識の枠はこの色とか、決めているところが多いですね。台東区ですとか、また文京区とか、やはりその色が統一されているんですけれども、ほかのところは違ふと。中身的には似ているところは十分あります。

○四番委員　ありがとうございます。

○会長　ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

○九番委員　防災広場の中の防災という文字は大体赤の色が多いんですけれども、日当たりのいいところは赤が消えちゃうんですよね。だから、あれは何か工夫していただきたい。赤というのは消えやすいんですかね。意外と、日が当たっていないところはそうでもないですけれども、日の当たっているところの赤というのはほとんど消えてしまうという。ペンキの関係ですかね、色合いのね。防災だから赤を使うのが多いんでしょうけれども。あれは何か一工夫あっていいんじゃないかなと思いますけれども。

史跡看板なんかもそうなんですけれども、史跡看板は黒と赤なんですけれども、日当たりのいいところは、あれはどういうわけか、下地は白なんですけれども、それが色が変わっちゃって、あれは材料が違うのかどうか知らないんですが、日当たりのいいところはほとんど判読できないような色になってしまいうです。一度文化館で聞いてみたいなと思ったんですけれども。

日当たりのいいところへ設置したのと日影へ設置したのでは大分違うので、今度ああいうのを一度調べ

て、日当たりのいいところは位置を変えるとかしないと、みんな同じように持っているんだろうと行政のほうは思っている、大分だめになっているところがたくさんありますので、そういう据えつける位置にもやはり配慮したほうが同じように長持ちするんじゃないかなと思いますね。赤は本当にほとんどどこでも日当たりのいいところはもうだめになっているのが多いですからね。一工夫していただきたいと思えますけれども。

○都市計画課長 おっしゃられましたとおり、実はこれを策定するに当たりまして、事業者の方にもちよつと御意見をお聞きしたところ、やはり飛びやすい色はあるんだとおっしゃっていました。それで、何かこの材料を使えば色が薄くならないというのはどうも今のところはないようでございます。どうしても色が飛ぶと見にくくなる、そうするとやはり取りかえとかというところが出てくるというところでございます。また、そのあたりは、私も、そういった御意見をお伺いしているところでございます。いった材料等があるかについては、再度ちよつと調べてみたいと思っております。

○副区長 さつき会長がおっしゃった材質と色の関係もやはりあるのか、あわせて聞いてみたほうがいいですね、そうすると。

○会長 どうぞ。

○十四番委員 これからますます活用が進むと思うんですけれども、スマートホンとの連携というのは考えられているんですか。

○都市計画課長 四十三ページをご覧ください。これ、スマートホンに限らないんですけれども、携帯端

末でこのQRコードを載せることによってもっと詳しい情報を見ることができるといところで、必要な場合にはこういったものも積極的につけていくというような内容になっております。

○会長　ほか、いかがでしょうか。

○十番委員　先ほどもちよっとお話が出たんですけれども、このサインのデザインですね。各区によって同じことをあらわして試してみんな違うというのはかえって困るので、ある程度必要なものについては広域で同じデザインにしたほうがいいかな。逆に今度は荒川区なら荒川区独自でこういうサインにしたほうがはつきりするのでもいいよというもの、その辺をうまく調べてサインのつくり方も変えたほうがいいかなというのが一つと、それから、地図なんかの場合のこの色の使い方なんですけれども、年をとってくると色の判別がうまくつかなくなるというようなことで、よく駅のデザインなんかはそういうことを考慮してやっているということなんですけれども、その辺の色の使い方ですね。あと、お年寄りなんかはうまく判別できないようなものは使わないような工夫というのが必要かなと。

あと、この地図も含めて、こういうのは掲示板に出ていますけれども、どういうものをどういうところに設置するのかという、そんなに詳しく読んでいませんからわからないんですけれども、その辺の整理をうまくしていただきたいと思えます。

○都市計画課長　他区の状態につきましては、調査したところですが、調査したところですが、表記が大きく違ふとかとうことはないと考えてございますけれども、ちよっといま一度そういった視点で見たいと思えます。

それから、色彩につきましては、色彩について視覚障害者の団体の方にも問い合わせいたしまして了解

を得ているところでございまして、まず高齢者の方も見にくいというようなところはないと考えているところでございます。

あと、位置なんですけど、設置の位置につきましては、これは実は所管がいろいろ分かれているものですから、例えば組み合わせなくちゃいけないものとかというのも今後出てくると思っています。似たようなものが近くにあったりというのはやはりおかしいと思いますので、そういったところを実はこれをつくるときに各関係所管全て集まっていたいただいて協議をしているところでございまして、そういった場でも、今後例えば取りかえを行っていくというところがあれば、再度そういった会議を持って、その位置でいいのかというようなことをやっていかなきゃいけないなと思っています。

○会長　どうぞ。

○一番委員　斎藤と申します。どうぞよろしくお願いします。

やっとなという申し上げ方をすると恐縮ですけども、私ども議会のほうからも相当前からサインをちやんとしましょうということでも申し上げてきたことがあって、やっとなと具体的に取組んでいただけるということで、大変結構なことだと最初に申し上げさせていたただきたいと思えます。

幾つかあるんですが、最初に、今回はサインでも案内、誘導等がメインになるんでしょうか。ですよね。本当に大変恐縮ですけども、まずその以前のことがあったって、イロハのイ、申し上げ方が恐縮なんですけれども、何かというと、例えば誘導ですと、どこに誘導するんですかということがあります。ほとんど例外がなく、荒川区の公共施設のことで言いますと、つい最近でき上がったものについても、二階建て等の

もの、その程度のものとはかくとして――二階、三階。比較的階数が高くなったものの施設があります。それがなぜか、デザイン性を重視したのか、あまり関心を持たれなかったのか、こういうものだと通常の慣例でおやりになっているのか、例えばふれあい館というのがありますが、つい最近できたものでさえも、五階建て、六階建てですと上に書いてあるだけで、あとはそのそばまで行ってドアのところを書いてあるかな。何の施設なのというのがそういう状況になっているんですよ。これはもうサインの基本の基本だと思っすね。

これではわからないんですよ。わからないというのは、恐らく地域の方は、御近所の方はもうわかるだろうという大前提になっているのかどうかわかりませんが、一番僕が不安に思っているのは、これは間違いなくそうならないということはわかっています、すぐこの裏に今建設中の複合施設、ゆいの森という愛称名ができましたけれども、これはああいうやり方は絶対やめましょうということを相当以前から言っていますから、間違いなくそうはならないはずだと。でも、今でき上がっているものについても、例えば近くまで行ったときに、道路を歩きながら、車に乗りながらでも、この施設なんだよというのがわかるようなものというのをやはり設置する必要があるのではないかなと思っていますけれども、先にこの点についてお伺いしたいんですけれども、どうでしょうか。

○都市計画課長 人を誘導するという視点で言えば、そういった点もやはり考慮しなければいけないと思います。現在の公共サインガイドラインは、例えば道路上のサインですとか、そういったことを中心に今つくっているとございますけれども、施設のほうにも踏み込んで、例えば周辺からどういうふう

見えるのか、見やすさについてどういうふうな表記ができるのかをちょっと考えたいと思います。その検討の上、やはりこの公共サインガイドラインの中に何らか表記をしたいなと思ってございます。現在のところはそういう状況でございます。

○一番委員 御認識があるかどうかはまず必要で、具体的に申し上げますね。会長、いいですか。

○会長 どうぞ。

○一番委員 すみません。お時間いただいて、申しわけありません。

比較的最近できたふれあい館があります。夕やけこやけふれあい館があります。尾久ふれあい館があります。どちらも――例えば夕やけこやけなんていうのは、路地とは言いませんが、比較的裏通りにあるところで、一番最初に私が探して行ったときに、さあ、どこだろうと、本当にわからなかったんですね。上を見上げる方というのは、普通は人間の習性としてあまり上を見上げて歩いたり自転車で乗ったり自動車に乗ったりということはないんですね。近くに行つて上を見上げて、あ、あれが書いてあったとなるんですよ。尾久のふれあい館も同じで、上を見上げる――あそこは都電通り沿いですから比較的わかりやすいところだとは言つても、でも、ちゃんと表記がされていない。この御認識が区役所の中になれば直そうとはならないんですよ。ですから、もうこれはサインの基本のキなのであえて今最初に申し上げたんです。この後幾つかお伺いしたいんですけれども、まず、その御認識はおありになるのかどうかです。

○都市計画課長 実は私は荒川区にずっと住んでおりまして、どこに何があるのかというのを何となくわかってしまうものですから、まっさらな気持ちで何かを探すというときにそういう視点があつたかと問わ

れば、率直に申しまして、私としてはなかったところがございます。ただ、委員のお話をお聞きしまして、やはり物を探していく方がどういうふうにもその建物を認識するかという視点は持つて考えなくちゃいけないなというところは改めて認識をさせていただいたと思っております。

○一番委員 会長、よろしいですか。

○会長 どうぞ。

○一番委員 すみません。今回のことですけれども、景観審議会の中での話なので、景観が重視されるということは当然なのかもしれません。とはいえ、今度は会長先生が一番最初にお話しされておられたいろいろなことですね、場所によって違うんだ、やり方も違うんだ、私もそのとおりだと思っております、申し上げ方が会長と違って稚拙なお許しをいただきましたんですが、いざ決めてしまうと、役所というのはどうしてもそれに沿った形で、でも、少し臨機応変を加えながらということがなくなって、それに沿って形がこうなんだからこうするんだというふうにはぼ間違いないってしてしまうんです。それが一年、二年、三年ぐらいならいいんですが、これが残っていきますから、そうすると、それをおつくりになられて、少しでも関与されていた皆さんがいなくなったり別の部署に行かれたりしていきますから、五年たち、十年たつと、この計画そのものしか残らなくなる。そうすると、もっとかたくなになってしまつて、色はこれなんだと、形はこれなんだということになりがちなんですよ。ずっと長い経験で皆さんの仕事を拝見していると、どうしてもその傾向があると。

今日、私はこれに臨むに当たってちよつと自転車で一番近いところ、三河島の駅に行つて、駅前のとこ

ろからここまでの間を見てきました。色合いを統一されたり景観を重視することが主なのか、それともわかりやすさが主なのか、それを兼ね備えてということだと思っただけですけれども、これを、本当にわかりやすさも兼ね備えるんですよというのを明確にしておかないと、景観だけでいくと、きれいだね、何となくすてきだね——よく言えばね。それが主になってしまいがちなところが怖いなど。

駅前を見ました。そうすると、これで見ますと一番最後の意匠のところですよ。地図、五十一ページ、こういうものがあります。それぞれの駅のところにあります、大体はね。この書き方も、網羅的にしてあるのか、それともこれがということでも張りをつけた施設名をもっとわかりやすく入れるのかとかというところはどうかされるんだろう。色合い等も、多分この色合いになるのかしらと感じたりしているんですけれども、これもいろいろな方と検討を重ねられた結果こういう色合いになるのかなと想像はするんですけれども、本当にこういう色合いでいいんだろうとか、裏面のところ、こういう小ささでもいいんだらうとか、わかりやすさの点でどうなんだろうとか、デザイン性を重視してはいまいかとかというところが多少懸念、危惧があるとところなので、そのあたりというところはどこに主たる主眼を置いてやられようとしているのかというのはどうですか。

私は、景観はうんと大事ですから、でも、わかりやすさのほうがもっと大事と思っているんですけれども、どうしても景観というふうにいきがち、なりがち。色合いを統一しよう、形を統一しよう、そこで臨機応変のやり方というのをどうやって入れていくかということはどう考えられますか。

○都市計画課長 わかりやすさと景観どちらかと言われれば、私はやはりわかりやすさのほうを重点を置

くべきだろうなと思います。それを見た方が理解できなければそのサインの意味がないと思いますので、わかりやすさの視点はやはり中心に置くべきだと思います。

途中、委員のお話でございましたけれども、いろいろなものを記載していくのか、それとも特化して記載していくのかという非常に難しいところは、その検討の中でやはり難しいなところを感じております。まして、何でも入れようとすれば非常に見にくいものになってしまうと。一方で、見る方が何を望んでいるのかというところだと、たくさん情報は入れてあげたいというところもございますけれども、やはり見やすさを重視、わかりやすさを重視して、ある程度、その場所ですとか大きさにもよるんですけれども、情報量としては限っていく部分が出てくるのかなと思っています。

それから、例えば色の点がございましたけれども、この色につきましても、検討の中で最後に二種類ほどの色に絞りました。この色と、もう一つグレー系の地図の色があったんですけれども、ちよつと私としては景観といいますかデザイン的にはこの色じゃないほうを推していたんですけれども、実はこの色が、東京都のほうの補助金の事業の色の指定がございまして、それは偶然なんですけれども、荒川区で検討していた二種類のうちの一種類がこの色で、それがちょうど東京都の補助金の対象の色であったというものでございますので、この色にさせていただきますところがございます。もともとからその色があつてこれを選んだというわけではなくて、検討したところで、荒川区がまず初めに二種類選んだと。調べてみたら補助金の対象の色がこの色だったということで、最終的にはこっちを選ばさせていただいたものがございます。ですので、色についてはまずこれでいかせていただきたいなと思つているところはございますが、その

他のデザイン等に関しては、基本はこれでいきたいところはあるんですけども、今日皆様にお配りをさせていただいたところもありますので、幅広い御意見をいただければなど、それで最終案をまとめていければなんていうふうには思っているところでございます。

○一番委員 今日はいまだこれから続くわけですよ。とりあえず主だったというか、ことだけお伺いさせていただきましたので、会長、今日はこの程度にさせていただきます。

○会長 では、ほかの委員、いかがでしょうか。

今の話は、これをガイドラインとして発行するのは、では、いつから機能するんですか。

○都市計画課長 実は、区の内部基準ということもありまして、もう既に荒川区内でサインをやるうとしているところがありまして、それはもうこれに準拠しながらやっているところがございます。

○会長 では、これからじゃない。

○都市計画課長 いや、ただ、それをやりながら、実はここに不備があるんじゃないかという見方もあります。それをやりながら、またフィードバックしながらこれをつくっていきなと思っているところでございます。

○会長 ちょっとまた私が質問しちやいますが、これは景観計画でこういうことをやらなきゃいけないというのがもう出ていて……。

○都市計画課長 いや、そういうことではありません。

○会長 全く別に。

○都市計画課長　はい。

○会長　先ほど斎藤さんがおっしゃったように、議会でずっと要望していて、それをやろうということですか。

○都市計画課長　そうです。景観計画に特段これをつくりなさいとか、そういったことは記載はしてございません。

○会長　私もあちこちのまちに、こんなのは二十年前に大体終わっているのです。

今さつきそちらでおっしゃったように、（スマホをいじる動作をしながら）若い人は、今はこういう、全部これでやるものだから、それですぐ場所がわかっているのでね。そういう時代になってきて、ただ、僕はそこまでいっていないので、いろいろな世代があるから必要だと思うんだけど、誰にどういう情報をまず与えなきゃいけないかというのがたくさんある中で、僕は、少し厳選しないと、狭い区の中に看板ばかりあっても。今おっしゃったように、ふれあい館というんですか、大勢来るわけでしょう、そこは。だから、大勢行くようなところをやらなきゃいけないし。それから、今言ったように、ウェブで何でもやれるような世代の人はそっちでいいんだから、アナログ派を少し重点的に対象に救わなきゃいけませんよね。

それで、おっしゃったように、こんなに見上げないんですよ。大体視野というのは五度ぐらいしか上ま
でいかないので、だから、本当に高いところ——図面をつくるときに建築はパースペクティブを描くので、
最後、一番端のこういうところに入れるんですよ、格好いいから。それが現実になると人はこんなところ

にいるんだから。おっしゃるとおりですよ。

そういうようなことで言うと、僕はサインも各部局に任せちゃうというのはかえって現実的じゃないと思っただけだね。都市計画課が責任持って全部引き受けてやりますと。だって、どうせこういう業者があるんだもの。そんなに難しくはないんだよね。だから、むしろその判断をして、そこまでは入れないほうがいい、ここはまとめなさいとかね。それがなくて、ガイドラインをつくって、みんなそれぞれの予算でやりなさいというところにかえってむしろ混乱があるかもしれない。

ただ、斎藤さんがおっしゃった景観かわかりやすさかという二者択一じゃないですよ。景観の言葉の誤解なんだ。景観というのは、何もそんなわかりにくさとか格好よさだけ言っているんじゃないですよ。わかりやすさは景観の重要な要件です。だから、一緒じゃなきゃいけないんですよ。だから、逆に言うと、このまちにはどういうサインがどのくらい必要か、場所によってそれこそ外国人が多いところと地元の方が多いところとか、必要性とか、防災のように緊急性があることでしよう。そういうのをちゃんと仕分けて、全区的に……。荒川区のサイズだと僕はそのほうがかえって合理的だし、多分財政的にも相当楽だと思っただけです。それから、いろいろな意見を入れてやれるでしょう。だから、むしろそういうサイン委員会とか作業部会をちゃんとプロジェクトチームみたいにつくって、全区的にどういう要望があったら、どこにはどういうことを重点的にやるかという基本方針があったほうが。これ、いきなりもうマニュアルですから、やり方に入っているんですよ。だから、荒川区におけるサインはどういう思想でいくか、どういう考え方でいくか、どういう基本方針でいくか、それをまずやることだとね。ただ、さっき言って

いたのは、その予算があるの、補助金が、助成金が。

○都市計画課長 それは……。

○会長 都はオリンピックに向けてこういうのをいっぱいやれと言っているの。

○都市計画課長 そうです。ただ、具体的に何をやるのかというのがまだ示されないうちにいろいろ問いかけてしているものですから、今、東京都の回答もちょっとかたくななところがあつて、今、東京都が持っているものしか補助金の対象としては認めないよみたいなことがあるものですから、色はこれで固定をさせていただきたいというお話を先ほどこせていただいたところでございます。

○会長 これだと全部助成金でやれるんですか。

○都市計画課長 対象となるものが、まだそれがどういうものが対象となるのかというのが……

○会長 決まっていないの。

○都市計画課長 これから事業立てがされていくようなところがございますので、まだちょっとはつきりしない部分があるんですね。ですので、荒川区でつくるものが全て東京都の補助金がもらえるかというのと、そういうものではないです。

○会長 どうぞ。

○副会長 さっき会長がおっしゃったように、かなりいろいろなところでこういうことをやっていると思いますし、他の区でもなさったんだと思うんですが、やはり実態がどういう、つまり幾つぐらいあるのかということもそうですし、どういう看板が非常に問題だと思うのかということが多分されたと思うんです

が、そういう情報がここにあればもう少し理解しやすいと思うんですね。

多分多過ぎるといふ……。また、会長がおっしゃったように、どの情報が幾つ要るのかというのと、それから、さっきの繰り返しになるんですけれども、電信柱があるところはいいんですけれども、無電柱化なんかするとつければなくなってしまう、私はすぐおもしろいと思っっているのが、住居表示の何とかというのは住戸に配られるわけですね。あれが公共サインなのか——もちろん電信柱とかに張ってあるものありますけれども、住戸の家の……

○会長 一軒一軒にね。

○副会長 ええ、ついたりするのもあるわけで、あれはつける人もつけない人も自由になっっているようなので、誰もつけていないと日本の道路の場合わからないんですよ。それがどういう仕組みで、つまり、公共のサインだと思われるのか、公共じゃなくてただもらって自由なのか、よくわからないんですが、何か民間の壁を利用するというようなこともこれからは考えていかないといけないことにはなるのではないかと。これもすぐにできる話ではないんですけども……

○会長 住居表示のとき、みんな張ったのにね。あれ、今はどうなっているんだろうね。ビルなんかは張っているのがないですね。少ないですね。あれは自分で出すものですか。

○三番委員 自分でじゃないですよ。

○会長 住居表示法ができたときはみんな一斉にくれた……

○副会長 くれて、張るのは自由というのか……

○会長 義務なのか。

○副会長 義務なのかということもよくわからないんです。

それはともかくとして、これからのサインの中でかなり大事だと思うのは、やはり災害時にどうするかというような、避難場所とか、いろいろありますよね。そういうことを考えますと、例えば高いところから見て屋上に「H」というヘリコプターのサインなんていうのがありますが、逆に先ほどは低いところから高いところが見えないから困るじゃないかというのもあつたんですが、二階の目線から見ても、あるか、ちよつと高層ビルからとかですね。避難関係、災害関係のサインというのが一番——よく海拔何メートルというのもありますが、その辺は本当に深刻に考えて、私は、例えば路面に矢印なんかを張つて、あっちへ行けばわかるよというような媒体もあり得ると思うんですよね。色を塗るとかですね。そういうことを、ガイドラインからは大分外れますけれども、ぜひ御検討いただきたいと思ひます。

○会長 そうね、今、通学路を緑に塗ったりしているというのはそういう一つの例だね。サインというのは文字情報だけじゃないから。

いずれにしても、まだ助成金が出るまで時間があるなら、その間に少し研究されたらどうかと思うけれども。これ、一応審議会だから報告を受けて了承をとったほうがいい。

○都市計画課長 そういった事項ではありません。事務局のほうでのこういったところに取り組んでいるという御報告でございます。

○会長 ということですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。皆さん、よろしいですか。

「はい」と呼ぶ者あり」

○会長 それでは、よくわからない結論ですけれども、これからまだ意見は入れていけるといふ段階だと都市計画課長のお話ではありますから、いろいろな御意見がありましたら事務局のほうにお申し出ください。それから、区のほうもいろいろと研究してみてください。

以上二つが今日の報告案件ですね。

ここから、残りもう十分になってしまいましたが、それぞれせつかく各団体や市民の方から今日御出席いただいていますから、どうしましょうか、フリーにいただければいいかな。

○都市計画担当係長 そうですね、まだ御発言されていない方……

○会長 では、御発言されていない一番若手のような……。フリーに、景観行政全体にどういう要望とか。

○十二番委員 東京都青年会議所の山本と申します。よろしくお願いいたします。

着座にて失礼します。

本日の会議の内容を聞かせていただいて私が感じたところというのは、皆様、荒川区民のことをお考えになられてこういったサイン等をつくられていることというのがかなり強い、強く考えられているということを感じました。

これから東京オリンピックに向けて海外からの観光客が増えていく、増やしていくということを考えると、外国人に向けた、先ほどありましたユニバーサルデザイン、こちらに関してもしっかり力を入れてやっていくことがよいことなのかなというのは聞いて感じました。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○十三番委員 荒川区商店街連合会青年部の岡安と申します。よろしく申し上げます。

今、私、東京新聞の連載で進士先生の連載を毎日感動的に読ませてもらっています。その中で特にやはり先ほど言われた神宮外苑の旧国立競技場ですね、あれを壊した時点で本当に取り返しのつかないことをしてしまったなと思っています。神宮外苑というその土地のかわい感、明治天皇とのかかわりを見れば、本当に我々景観審議会は取り返しのつかないことをなくすためにあるんだということをしみじみ感じています。

これから私、まだ連載は残っていますけれども、本当に毎日楽しみに連載を読ませてもらっています。以上です。

○会長 どうもありがとうございます。今日はノーベル賞の人のために休みになっていますけれども。

たまたま「私の東京物語」というのを連載を頼まれてやっているんですけれども、なるだけ東京のテーマで書いているんですけれども、あの新聞が嫌いな人もいるでしょうから。

どうぞ、ほかは。もうせっかくだから議員さんも含めて御発言いただきましょうか。

安部さんはさっき言ったね。別にさっき言ってもいいんですよ。どうぞ。

○二番委員 何でもいいということ。先ほど斎藤委員さんからふれあい館のお話が出たんですけれども、

私はどちらかというアナログ派で、上のほうにあることで実はその建物を探すのには便利だと。しかし、一方で、そのそばに行つたときにまちの方が大体上のほうはあまり見ませんので、そういう意味では齋藤委員のおっしゃるような目線が、ここでは一・二五とか五ぐらいというふうなラインが示されていましたが、けれども、そういう目線のやはりサインも必要だなと思いましたが、ぜひそういうことも盛り込んでいただければということ、以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

○三番委員 景観論争が一番最初に出てきたのは恐らく丸の内の東京海上の建物を建てる時……

○会長 東京の場合はね。

○三番委員 吹上御殿から仰角になるという形で規制されたけれども、今はもう全然関係ないですね。あれ、小さくなっちゃって、ほかのものがみんな高くなっちゃってですね。ですから、要するに用途地域によって利用関係が法的に規制されているのは建築基準法で規制されているものですから、それと、価格が高くなったりいろいろしてくるとみんな供用されちゃうというような形もありますし、そこに住んでいる人もほとんどいないですからね。

荒川区の場合は木密地域が三分の二あるんですよ。私もよく高齢者の健康を促進するためというので歩け歩きの会なんかをやっているんですけども、まず一番大切なのは、どこへ行くにしても、トイレ、休憩場所なんです。きちんと確保してあげないと一緒に歩くわけにいかないですね。下見を必ずやってやるようにしているんですけども、そういう面では、これから荒川区も木密であっても昔の景観をしのば

れるとか、いろいろな形でね。北京なんかでも古道見学なんていう形で人力車で古い建物を回るような、車の入れないようなところを回るようなのがいつときブームになったようなときがありましたけれども、そういう面では、荒川区もいろいろな外国人もたくさん来る可能性がありますが、そういう面から言ったら、例えばトイレが表示をされていて誰でも使えるようなトイレが近くに探せるというような形で、広い広域の掲示板もそうですけれども、誘導するような施設として誘導板をつくってもらうとか。

特に地方へ行くところ——地方というか、都心なんかを歩くと、今、地下鉄が非常にあるんですけれども、地下鉄の入り口、やはり高いところにきちんと目立つようになると、ああ、あそこにあるなというのすぐ行かれるんですね。だけど、そういうのがないところはなかなか難しいです、探すのに。そういう面から言っても、必要なものについては、わからない人が誘導されて行きやすいような、特に荒川区の場合は木密で道路も狭いですし、いろいろと探しても探しにくいというような形がありますから、そういう部分に最初は特化して整備をしていただくことが必要じゃないかなと思っていますところですよ。

○会長 おっしゃるとおりですね。トイレ、大事なんですよね。トイレ、日本は震災復興では公衆トイレをたくさん東京はつくったんです、関東大震災の後にはね。ですから、大きな橋のきわには必ず橋台公園があつて、必ず公衆トイレを置いたりね。相当やったんだけど、今はどんどんなくなっているんですね。

だから、三、四十年前ですかね、神戸市が風見鶏で有名な時期がありましたね、観光地で、北野だったからね。あのときに神戸市は市民トイレという制度をつくって、そして、喫茶店とかレストランとか、そういうところを利用者じゃない人でも入れると、そのかわり一年間に管理費が百万なら百万持ち主に行くと、そう

いう誰でもそれこそ催したらすぐ行けるようなまちにしようとやったことがあります。

○四番委員 コンビニがそれをやっています。

○会長 あ、そう、コンビニがやっている。それはビジネスとしてもいいしね。必ずついでに買いますから。だから、僕はそういうことをやはり、木密が多いとおっしゃったけれども、既成の市街地を何か新しくしなきゃいけないんじゃないかと、上手に使っていけばいいとおやりになるととてもいいと思いますね。それがやはり景観まちづくりなんですよね。

どうぞ、何かありましたら。

○七番委員 荒川区の文化財審議委員をさせていただいているので、文化財と景観みたいな、二点ほどお話ししたいんですけれども、一つは、尾久のれんが塀というのが今保存で問題になっていまして、あそこ
のれんが塀の街並みというのは結構全国的に見てもかなりおもしろいんじゃないかなという、そういうことも思っていて、文化財としての保存ということも大事なんですが、それ以上に街路景観を保全するとい
うような立場から、少し景観から何とかできないかなということの一つ今考えています。

それからもう一つは、今年は素盞雄神社の例大祭を取材いたしました。宮出しから宮入りまでずっとつき合って歩き回ったんですけれども、日常の景観もさることながら、そういうお祭りとか、そういうところの舞台になるような場所とか、コッ通りとか、今、最後の宮入りの広場みたいになっていきますけれども、うまくそういうふうな景観もよくしていければなということをちょっと思いました、そういうこともちょっと考えていただければなと思っています。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

何かどうぞ。

○九番委員 今、伊藤先生からコツ通りというのが出ましたけれども、今、東京都事業で電線地中化をやっております、色とか、それから街路樹の件とか、いろいろ審議して、大体骨子が決まりました。今、伊藤先生が言われた神社がありました、うちの商店街、道路は、神社から駅までが一本道になっていて、神社が松尾芭蕉に關係して梅の木をたくさん植えているんですよ。それで——ごめんなさい、梅じゃなくて桃。松尾芭蕉の桃青（とうせい）という俳号に沿って桃の木をたくさん植えていまして、うちのほうの商店街も道路計画に沿って桃の木を植えるということが決定されて……

○都市計画担当係長 ハナモモですね。

○九番委員 ハナモモですね。実がなるとどうしても交通渋滞を起こす危険性があるというので、ハナモモを植えることに決定いたしました。それからあと、ガードレールの色合いとか、歩道の色ですね、そういうものをみんなで検討しながら、大体基本的な色は決まりました。ですから、みんなで協議して使いやすいまち、みんなが楽しいまちだなとしていくというのは、やはりみんなの意見を取り入れないと、難しい面もありますけれども、いいまちができないんじゃないかなと思いますけれども。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

ほか、よろしいですか。もういいですか。

○十四番委員　私、審議会とは別に区独自の設置として景観まちづくり推進委員会というのがあります。そこでは区民が進める景観まちづくりということの取り組みを、当初は景観フォーラムの委員会からスタートしたんですけれども、今、景観まちづくり推進委員会という形でやっています。当初から副委員長を仰せつかっているんですけれども、実は今回、機関紙としての景観活動ニュースの五号目を発行しようとしています。それともう一つは、講座とシンポジウムを開催しようという立ち上げの準備をしています。その中で、今回、いろいろな区の事業もあって、また、藤澤委員からお話も出たように、荒川区の非常に木密の状況もあって、防災と景観というものがうまく相乗りしながらやっていけるんだろうかと、あるいは相いれないものだろうかというところをちょっと今日は進士会長に御意見をいただきたいなと思います。

○会長　えっ。

○十四番委員　景観と防災……。

○会長　僕は、相いれるように工夫すればいいので、知恵の問題だと思えますから。別に防災というのは大規模な防災緑地をとらなきゃいけないということだけではないわけで、非常に木密に近い太子堂みたいなところが一番火事の発生率が少ないんですよ。それはみんな注意しているからです。だから、それぞれのまちには、住まい方をみんなが共有すればいいわけですね。

ちよっと時間なので、皆さんが既におつくりになった景観計画では、荒川区の目標は、「新しい息吹の

なかにも下町らしい雰囲気のつたわる風景をつくる」とありますね。これは非常に微妙な文章ですね。

「新しい息吹のなかにも」というのは、やや、新しい息吹はそれほど肯定していないというか、新しい息吹であるのはしようがないんだけど、下町らしい雰囲気の伝わる風景にしたいという、どうも下に重きがあるみたい。

私は、それがいいか、先ほどJCの方がおっしゃったようにもつと外向きにやらなきゃいけないのか、元気な時代もやらなきゃいけないのか、それは恐らく荒川区全域が共通じゃないと思いますね。荒川区はその二つの顔を持てばいい。ただ、どこでも同じじゃないと。あの辺では新しい息吹大歓迎のところがあるし、この辺は逆にこのよさを売りにするということだと思えますよ。だから、一律にこういう目標にしてしまうと、まちづくり、みんな困っちゃうんですね。

だから、私はもうちょっとゾーニング的に、地域ごとにもうちょっと細かく計画を立てていくということと、今、ちょうど秋葉原から中国人がたくさん来るものだから、湯島に聖堂があります、昔からの孔子廟がね。それからずっと北へ上がって行って、いわば東京の下町の江戸の雰囲気がずっとあるんですね、上野まで。それを文化資源区といってやっていらっしゃるんですね。それは大学が主導してやっていきます、幾つかの大学がね。みんなオリンピックを意識しているんですね。オリンピックに向けて東京全体を都市再生で超高層化を今やろうとしているんですね。荒川とか今の文化資源区のところはそれが問題なわけというか、あまりそれに乗らないほうが……。私はそれも東京にあって上手なやり方だと思っっているんです。都市再生だけが未来のあり方じゃない。木密木密とおっしゃるけれども、それは人の雰囲気がとてもいいところ

ということですよ。それから、老人でも歩けるスケールでしょう。だから、そこに足りないトイレとか、そういうことをちよつと上手に修復して入れていってあげればいいまちになる。むしろ外国人はそういうのを求める。

我々が――今、中国へ毎年私も行っていきますけれども、北京のフートンとか、地方へ行って、昔の下町っぽさを探すんですよ。上海みたいなのは全部東京にあるから、そういう時代になってきた。だから、荒川区はこの新しい息吹のほうをどこでやって、下町らしい雰囲気を大事にするところをどこでやって、全体で両方戦略を持つと。新しい息吹のほうと、古いほうにも外国人は来ますから、むしろそういう時代になってきたんですね。

だから、歴史まちづくり法という法律もつくりました、私、国の審議会で。そういう時代になってきたんだから、そこを意識して荒川区全体のまちづくりビジョンをもうちよつと、今の段階でね、オリンピックを前にした今の段階で将来も見据えて考えていかないと、ただ個別にサインとかそういうテクニカルなことだけでは足りないかなという気がします。ですから、ぜひ皆さんでそういう議論をしていただいで、区民参加でおやりになったらいいんじゃないかな、こう思いますね。

ということ、ちよつと、五分オーバーしましたが、お許しただきまして――時間は決まっていなかったのかな。

○都市計画担当係長 いや、三時までです。

○会長 もし特に御発言なければこれでお開きにしたいと思えますが、よろしいでしょうか。

「はい」と呼ぶ者あり」

○会長　　どうも長いことありがとうございます。
これからよろしく。

午後三時五分閉会